



あなたと町政をむすぶハイブ役

むぎき 広報

第133号

2016

8

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugiki.jp/>



姫神祭海上パレード 平成28年7月31日(日)



○町長所信	2	○道路上のマナーについて	16
○議案審議	3	○8月は「電気使用安全月間」です	17
○補正予算	4	○地籍調査の実施について	18
○一般質問	5	○いのちの希望2016チャリティ講演会	19
○子ども医療費の 「助成対象年齢を拡大」	13	○8月は保険証の定期更新月です	20
○児童扶養手当について	14	○臓器提供の意思表示	21
○国民年金保険料の納付	15	○平成28年度後期高齢者医療制度の 歯科健康診査について	22
		○海が吹えた日	23

皆さんの
声を
町政に

祭壇貸出予約受付電話番号：牟岐町社会福祉協議会：090-9558-3389

町長所信(要旨)

最優先は
役場庁舎の耐震

6月10日公表された政府

地震調査会の『全国地震動予測地図』で、徳島県における震度6弱以上の大地震発生確率が71%となり南海地震はいつ発生しても不思議ではない状況にある。牟岐町は厳しい財政状況であるが、行財政改革を進めながらも着実に地震津波対策を進めるとともに、近い将来、町が消滅しないよう、日本の中で『愛され必要とされる牟岐町』の創造を目指す取り組みを進めていく必要があると考える。

最も優先すべき課題は、役場の耐震ですが、南海トラフ地震において想定される震度7の揺れが発生した場合、建物の一部が破壊し職員の生命に危険が及ぶことが想定され、地震後、建物の使用はもろろん、侵入することもできず、災害復旧に大きな支障をきたすことが想定される。現在の町

の財政状況においても実現可能な方策を早急に検討する必要がある、ここ数年、役場耐震化に係る最善策を模索してきたが、未だ正解が導きだせていない。

現在の多様な課題、役場の耐震、避難所の確保、病院の跡地活用、地域活性化などを解決するため、やはり現在の海部病院に移転することが総合的に最善の選択であると確信しているが、現在の海部病院は築後34年が経過し、設備の老朽化、役場への用途変更の可否、警備の困難性などを心配する声が聞かれる。また、既に役場庁舎に設置しているイントラネットの課題もある。従って、内外関係者や専門家で組織する「役場耐震化等検討委員会(仮称)」を設置し確実に前に進めていく必要があると考える。

地方創生は
地元の人たちで

つぎに、全国的に大きな課題である地方創生ですが、昨年度末に総合戦略計画を策定し、実行に移している段階である。全ての人が、生き生きと充実した人生を送るために必要な『教育と健康』をテーマとしたまちづくりに取り組んで行く方針ですが、その手法は多岐に渡っている。そして、実行に移すのは人である。役場職員、町民の皆さん、町外の皆さんが居るが、ご承知のとおり役場職員の取組みには限界がある。また、町外からも出来る限りフレッシュな人材に来てもらえるよう努めているが、これも限度がある。やはり地方創生は地元の方々が、昔の元気があった集落を取り戻すとの意気込みで取り組んでいただく必要がある。今『健康を目的とする諸活動による賑わいの創出と生涯活躍の町づくり』ということで、旧牟岐村8村の歴史・文化を再発見し、景観の保全と土産地消のしくみを創ろう、特産品を創ろうとの働きかけを始めている。



内妻あじさいロード

出羽島は伝統的建造物群、内妻は紫陽花の花街道、辺川は桜、灘はサンライン沿いの景観など、地域の素晴らしい景色を使った町づくりを、また河内・笹見は牛鬼の伝説を活用した町づくりなど、皆さんが地域の歴史・文化・景観を最大限活用し、各地域に町内外の方々を呼び込み、自らが作った飲食を販売し接待するとう、牟岐町版DMOの開発に取り組んでいただきたいと思う。

今、町内で限界集落が増えつつある。集落に若い人が居なくなると、その集落はいずれコミュニティを形成できなくなり、各家庭が孤立してしまう。幸い、今多くの若者が田舎で子育てをしたいと、田舎の田舎を目指し移住を始めていると言われている。この人達のために、部落ごとに出来る限り多くの空き家を確保したいと思う。今、二人の集落支援員が貸して頂ける空き家がないか調査・依頼に回っている。牟岐町においても早期に空き家バンクを開設し、移住促進に繋がりたいと考えている。

6月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が6月15日から17日まで開かれ、開会日には福井町長所信表明後、専決処分及び繰越計算書の報告、条例改正2件、補正予算3件、契約変更1件、人事案件2件、意見書1件の趣旨説明が行われました。

再開日には7名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、町長提出の報告2件、議案8件、議員提出の意見書1件が可決されました。

専決

◎牟岐町税条例等の一部を改正する条例

28年度税制改正に伴うもので、法人町民税の税率引き下げ、軽自動車税グリーン化特例延長と環境性能割の創設などが主なもの。
(原案承認)

◎牟岐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

課税限度額の引き上げと減税措置に係る軽減判定所得の算定方法見直しの改正。

(原案承認)

◎牟岐町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

行政不服審査法の施行に伴う所用の規定の整備。
(原案承認)

◎職員の退職管理に関する条例

課長職に相当する職員が退職後、企業等に就職し退職前に在籍していた課等に対して企業等が有利になるような要求、依頼等を規制するもの。
(原案承認)

◎27年度一般会計補正予算
不用額の減額と基金の積み立てを行うもので、歳入歳出それぞれ1億8153万7千円を追加し、予算総額37億4660万2千円とする27年度の最終予算。
(原案承認)

繰越計算書

◎27年度一般会計繰越明許費繰越計算書

27年度から28年度に繰り越した自治体情報システム強靱性向上事業、防災拠点避難地整備事業、民有地時効取得事業、地方創生加速化交付金事業、出羽島防潮堤かさ上げ事業、社会資本整備総合交付金事業、出羽島民家改修事業、災害復旧事業、出羽島漁港災害復旧事業、以上9件について、計算書を報告し、議会の承認を求めるもの。
(原案承認)

条例

◎子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

医療費の助成対象年齢を15歳から18歳に拡大するもの。
(原案可決)

◎伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

条文中の文言について、整合性を図るためのもの。
(原案可決)

契約

◎工事請負契約の変更

27年度都市防災総合推進事業(中村・西浦地区)整備工事の請負額を1273万9680円追加するもの。
(原案可決)

人事

◎監査委員の選任

任期満了となる監査委員に宮本弘貞氏を再任するため議会の同意を求めるもので、任期は32年9月28日まで。
(原案承認)

◎牟岐町固定資産評価員の選任

固定資産評価員に新たに税務会計課長百々泰人氏を選任するため議会の同意を求めるもの。
(原案承認)

意見書(要旨)

◎給付型奨学金の創設等を求める意見書

提出者 藤元 雅文
賛成者 森 定雄
意欲と能力ある若者が、家庭の経済状況にかかわらず安心して学業に専念できるように、そして、学んだことを社会に還元し、社会発展に貢献できる環境を整えるためにも、現在の奨学金制度の改善とともに早急に給付型奨学金制度を創設するよう政府に強く要望する。
(原案可決)

補正予算

◎28年度一般会計補正予算
歳入歳出それぞれ1億7
253万5千円を追加し、
予算総額を30億131万9
千円と定めるもので、内容
は表のとおり。
(原案可決)

◎28年度上水道事業会計補
正予算
営業費用で貸倒引当金1
40万5千円、資本的支出
で避難広場配水管布設工事
500万円を計上するもの。
(原案可決)

◎28年度国民健康保険特別
会計補正予算
口座振替手数料の増額、
特定健診検査等システムの
変更経費など、歳入歳出そ
れぞれ35万9千円を追加し、
予算総額を8億8863万
3千円とするもの。
(原案可決)

28年度一般会計の予算総額は

30億313万9000円になりました。

6月補正予算は、1億7253万5000円の追加です。(原案可決)

歳出予算の主なもの

金 額	内 容
3,420,000円	出羽島離島航路補助金(追加分)
10,356,000円	固定資産台帳等整備支援業務・財務書類作成支援業務委託料
5,000,000円	避難広場上水道給水工事負担金
3,435,000円	固定資産税評価替えに伴う土地鑑定委託料
9,300,000円	臨時福祉給付金(追加分)
11,000,000円	牟岐町社会福祉協議会補助金
4,172,000円	敬老祝金
10,893,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金(追加分)
3,326,000円	有害鳥獣捕獲報奨金(追加分)
16,000,000円	アワビ種苗生産施設逆洗タンク改修設計工事
2,000,000円	出羽島漁港海岸堤防補修工事
3,600,000円	一般コミュニティ助成事業補助金「阿波踊り連」
7,000,000円	町道維持補修工事「あいの谷線、白木古江線、関谷2号線」
18,000,000円	橋梁耐震補強工事及び設計業務(追加分)
2,000,000円	中村都市下水路施設点検調査業務委託料
3,000,000円	海の総合文化センターホール舞台幕等修繕
5,000,000円	町道小張山線災害復旧付帯工事

歳入予算の主なもの

金 額	内 容
9,300,000円	国庫支出金 臨時福祉給付金給付事業補助金
8,450,000円	国庫支出金 社会資本整備総合交付金「橋梁耐震補強」
1,709,000円	県支出金 離島航路赤字補てん補助金
2,920,000円	県支出金 鳥獣被害緊急捕獲等対策事業補助金
3,200,000円	県支出金 アワビ種苗生産施設逆洗タンク改修事業補助金
102,123,000円	繰越金 前年度繰越金
3,600,000円	諸収入 一般コミュニティ助成
37,200,000円	町債 過疎債・市町村振興資金債(追加分)

補
正
予
算

ごみ焼却場の

移転先の行方と課題は



櫻谷 千重子 議員

海部郡6町長申し合わせ書で、当時の6町長の名前と印鑑が捺されている。「現在のゴミ焼却場建設30年経過するまでに、牟岐町以外の新たな場所での建設計画を決定すること」また、「上記事項が実施できない場合、新たに生じる現在の施設維持建設工事の負担割合は、牟岐町に配慮して決定すること」とある。すでに37年経過し、この公文書の重みをどのように受け止めているのか、今の場所に続けて建て替えとなれば、これまで約40年、これから40年近く人生で言えば一生に

至るまでの長い年月、迷惑施設を抱え込むわが牟岐町となる。

近隣住民の反対もあるとのこと、37年の長い年月の中で、漁場の影響も考え、まずは町民の健康のことを第一に考えれば、ごみ焼却場の受け入れを拒否すべきと考える。

答 福井町長

現地での改築を実施したい旨、周辺地域の方々に説明した。参加者から反対があったこと、議会でも反対の意見があったことから、両町に可能な場所を探して欲しい旨、要望していたが、良い返事はなかった。牟岐町にごみ焼却場があれば、発電を兼ねた施設、あるいは、銭湯などの保養施設として建設したいと考えている。

海部老人ホーム

民間委託の進捗状況は

質 櫻谷議員

海部老人ホームは、低所得者にとって、なくてはならない施設です。負担額は3町各々いくらなのか、民営化すればどれぐらいの削減が予想されるのか。町長は民営化すると明言しているが、未だ形が見えていない。町長の任期2年余りの間でできるのか。

答 福井町長

3町で5350万円、牟岐町で1370万円負担している。民営化しても負担額が、このまま減額されるものではないが、雇用形態として適切とは言えない状況にあると認識している。他市町村では多くの老人施設が民営化している中で行政事務の効率化、介護サ-



海部老人ホームの日常風景

ビスの向上、コスト縮減等の観点から民営化はやむを得ないと考えている。

認知症オレンジ サポーター会の設立を

質 櫻谷議員

高齢化が進む中、人口の3割の方が認知症になっていると言っても過言ではない。国や県は認知症の理解を広域に進め、オレンジライセンスの増員を図っているが、これを活用する組織が未だできていない。牟岐町総合戦略の中、あるいは、地方創生の枠の中にでも、オレンジサポーターの組織づくりの第一歩を進めて頂きたい。

答 久岡健康生活課長

高齢者の5人に1人が認知症になると推定する中、高齢化の進む牟岐町でも、これからの重要課題であることは間違いない。新総合事業の動向を見据え連携という形を含め検討していく。

防犯カメラの

増設や補助について



森 定雄 議員

都市ではすでに一般的に普及している防犯カメラだが、本町ではあまり見かけない。近年よく報道される不審火、窃盗、器物破損などの悪戯行為は本町においても他人事ではなく、現に今年に入って車を無差別に傷つけるという事件が郡内で立て続けに起こっている。人の目が少なく行き届かない田舎だからこそ、防犯カ



メラを有効的に活用していく必要があるのでは。

また、認知症高齢者の徘徊の早期発見についても利用できるうえに、通学路への防犯カメラの設置は子どもを狙った犯罪の抑止にも有効である。高知県のように一般への補助制度を検討してはどうか。

【答】 福井町長

町が設置している防犯カメラは現在小中学校の敷地内に4箇所ある。防犯カメラは犯罪の検挙や抑止に有用で町としても重要な施策と考えられる。補助は今のところ財源的に難しいが、通学路は見守り隊の方々の助力もあるので、今後は学校施設や保育園周辺への設置を検討したい。徘徊については介護保険制度の老人徘徊感知機の貸与制度を利用する方法もある。



役場庁舎屋上からの防災用ライブカメラ映像

防災用ライブカメラの

活用について

【質】 森議員

現在牟岐町には、役場から西の船着き場、海の総合文化センターから中央橋や海部病院付近を映すライブカメラが設置されており、以前あった西部保育所のライブカメラは現在見られな

くなっている。

度々道路が浸水して通れなくなっている旧河内小学校の近くの鉄橋下等、有用な設置箇所は他にもあるのではないかと。出羽島にも設置できれば、町内に設置しているライブカメラより町

【答】 福井町長

現在設置しているライブカメラは、平成22年に地域イントラネット事業として海部郡3町で整備した。観光PRの利活用については、町のホームページより映像が確認できるようにしている。スマートフォンや夜間への対応は今後検討したい。一台につき二百万円以上かかるので、現時点での増設は考えていないが、防災や観光振興のため、設置すれば有用な箇所はあると思うので、今後検討していきたい。

に津波が到達する前にいち早く海の状況を観測することができれば、海を望む絶景は観光PRにもつながるのではないかと。他にも内妻海岸などにもライブカメラを設置できれば、波の状況を知りたい町内外のサーファーへのPRにもなる。災害時にも迅速に状況を確認できるように、夜間でも鮮明に、スマートフォンからも簡単に見られるような対応を考えるべきではないか。

発達障害者支援と スクールカウンセラーの配置は



一山 稔 議員

問 改正発達障害者支援法が成立した。本町で発達障害に該当する児童、生徒はいくつか。これまでどのような対応、取り組みをしてきたのか。児童発達支援事業所など必要性の見解、また、今後の推進、取り組みは。

答 スクールカウンセラーの現状はどのような状態にあるのか、いないのであれば、今後の対応はどうか、取り組みと考えを伺いたい。

答 発達障害の診断を受けた児童、生徒は把握できているが、障害として診断が難しい事案もあり正確な把握

はできていない。個別指導計画を作成し、自立や社会参加に向け支援の改善を図り、校内委員会やケース会議で教職員の共通理解を図っている。「特別支援連携協議会」を設置

し、支援体制の整備促進を図っている。今後も協力体制の強化、児童、生徒の発達に応じた取り組みを進めていく。

スクールカウンセラーは、1名、小・中学校に配置され相談業務を行っており、いじめ、友人関係、発達障害、家庭の問題、また、児童生徒や保護者、教員への支援という点にも有効に活用されている。



保育園児（年長）のおおぞら教室
(特別支援教育士による発達をのばすあそび方指導)

感震ブレイカー設置と 家具転倒防止に補助を

問 一山議員

南海トラフ地震の発生が近づいていると言われ、自動的に電源を遮断する「感震ブレイカー」普及の取り組みが閣議決定された。本町は「感震ブレイカー」設置推進地区に指定されているが、設置状況はどうか。周知徹底や広報での設置推進はできているのか。設置費用補助や無料配布への考え、対策はどうか。課題、問題点はあるのか、併せて今後の設置推進への取り組みを伺いたい。

家具転倒防止対策事業として家具が倒れないように、高齢者、障害者や中学生以下の児童、生徒がいる世帯に家具が倒れないように器具で固定する作業費用や固定器具の費用に補助をしている自治体もあるが、本町の現状と見解、対策は。

答 福井町長

ブレイカーの周知徹底や広報での設置の推進は、役場窓口での啓発チラシを設置しているだけで十分な周知徹底はできていない。設置に係る補助は、家具転倒防止対策事業も検討中で、これと併せて検討していきたい。

今後の課題は、補助制度を創設しても、手続きが煩雑で申請されないことが想定され、多くが利用できる制度設計をすること、家具転倒防止事業と並行してする場合は、対象地区を内閣府から指定された地域のみか、町全域を対象とするのか検討が必要と考えている。家具転倒防止対策事業の創設を考えており、申請方法、補助対象、補助率、工事実施方法等の内容を具体的に検討中で、早期の補助制度創設に努めたい。

災害時の物資調達協定及び 物資保管場所について



堀内 隆弘 議員

避難所運営体制の整備に努めたいと考えている。物資集積拠点については町民体育館と町民センターを選定している。

ふるさと納税への
取り組みは十分か

堀内議員

「ふるさとチョイス」へ掲載されたことなどは大きな進歩ですが、未だに写真もなく、お礼の品もわかりにくいのが今後の展開は。

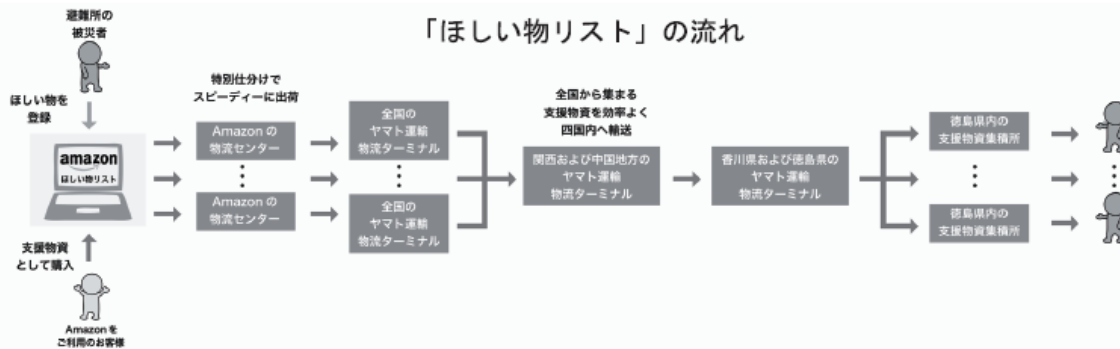
宮内総務課長

現在、商工会・漁協・JAに返礼品として活用できる商品の提案をお願いしているの、なるべく早くカタログを作成しホームページに掲載できればと考えている。

福井町長

「ほしい物リスト」については、災害時の物資配送の有効手段のひとつである。新しく多様な仕組みやシステム等を活用し、災害時に必要なものがスムーズに届けられるよう、受援体制、

「ほしい物リスト」の流れ



市宇ヶ丘学園における 保護者への連絡体制について

堀内議員

5月30日徳島県全域の保育施設に対する爆破予告のメールが千葉県庁に届いた。保護者への連絡などはどのように行われたのか。また、こういう事態に備えたマニュアル等は作成されているのか。作成されているのであれば保護者の方々への周知は十分な状態か。

木田住民福祉課長

5月30日午後4時30分以降に園に残っている子供の保護者に電話連絡をし、午後5時30分までの迎えを依頼している。翌日の登園については保護者の判断に任せる旨を伝えている。危機管理マニュアルは策定されているが、爆破予告メールに対する個別マニュアルは想定をしていなかったことから、今後は牟岐小・中学校と連携を測りながら対応し

たい。

寄付された船戸荘の
今後の用途は

堀内議員

ロケーションは素晴らしいが建物の状態はどうか。用途が具体的に決まっていないうちに、一般からアイデアを募り活用方法を模索してはどうか。

福井町長

平屋部分は利用が困難であると判断しているが、2階建ての部分については直ぐにでも利用可能である。現時点では牟岐町活性化のため、各種団体の活動スペースや交流の場として活用方法を考えている。

大震災の教訓を

どう生かすのか



藤元 雅文 議員

- ①避難道・避難場所整備の到達点、今後の課題は。
- ②現時点で何日分の食糧を備蓄し、今後の備蓄計画は。
- ③倒壊家屋、浸水家屋の推定戸数は。
- ④瓦礫置き場、仮設住宅の建設地を事前に決め、契約を済ませておくべきだ。
- ⑤健康管理センター（鬼ヶ岩屋）を売却ではなく避難所として維持管理すべきだ。
- ⑥罹災証明を速やかに発行するため、職員の訓練が必要ではないか。
- ⑦アマチュア無線の免許所持者の協力を得られるよう自主防災組織などで提起すべきだ。

⑧緊急時、夜間の着陸を確実、安全に行われるようヘリポートの周辺に照明を置くなど工夫すべきだ。

福井町長

①一部を除き概ね必要数を確保できており、誘導表示、夜間照明、手摺の整備は継続的に取り組む。

④瓦礫の仮置き場は内妻公園グラウンド、仮設住宅は牟岐小グラウンド及び山田残土処理場としているが、必要戸数が確保できておらず、民有地、広域連携を検討する。

⑤再度、意見を伺いながら検討する。



備蓄食糧等（西の山倉庫内）

- ⑥研修・訓練を行う。
- ⑦さまざまな通信手段の検討・確保に努める。
- ⑧検討する。

宮内総務課長

②備蓄食糧は、一人当たり1・1食分、飲料水は、一人当たりペットボトル500ミリリットル約3本である。今後備蓄量を増やす。

③津波で全半壊する家屋は1280棟と推定している。浸水する家屋はそれ以上だ。

みんなの力を引き出し

町おこしを

藤元議員

各種団体が町おこしに通じるさまざまな事業を取り組んでいる。ここに町おこしのヒントや芽がある。互いの活動を交流し、成果や問題点を共有する場を設けるべきだ。

出羽島アート展、スキューバダイビング事業の中止は、交流人口を増やさなければならぬ本町にとって残念なことである。何事も不十分な点は改善し、良い点は伸ばすことによって物事は発展させられる。町はどう対応するのか。

福井町長

昨年度は、ふるさと創生支援事業に9つの団体が10の事業を実施し、活性化のために汗を流していた。今年度事業に活かせるよう交流の場を早急に設けたい。

出羽島アート展、ダイビング事業については、継続のため努力したい。

「部落差別解消推進法案」 についての感想は

藤元議員

差別解消に有効ではないと特別対策を終えており、新たな差別を生み出す法案は撤回すべきだ。

福井町長

新たな逆差別を生むことがないような配慮は必要だ。

峯野教育長

法案の成り行きを注視しながら、現行の「徳島県人権教育推進方針」に基づき人権課題の解決に向けた取り組みを進めていく。

空き家バンク構想は



横尾 政明 議員

また今後、空き家バンク物件の紹介・斡旋はどのように対応するのか。

答 福井町長

これまで空き家バンク登録数の報告はない。そこで空き家バンク登録物件の掘り起こし手段として、耐震診断調査をセットにすることを検討してはどうか。

平成26年より移住定住支援センターを河内活性化センターに設置しているが、機能は十分でない。理由として空き家物件が少ないこと、専従職員の不在によるもの。今後は、地域おこし協力隊や集落支援員も含め、



町民体育館の耐震診断

答 田中

産業課長
移住希望者・地域の自治会・空

専従職員の配置により、空き家募集、斡旋、空き家バンクの設置等を進めたい。

質 横尾議員

旧海部病院跡の構想は

き家所有者・行政等それぞれの目線から、牟岐町に合った施策を検討中であり、移住者と自治会とを仲介する民間団体に任せられるような仕組みづくりが最善の移住定住施策ではないかと考えている。

耐震診断とセットでの募集については、空き家バンクを募集する際に耐震性も

今議会、町長所信で役場の移転先として、旧海部病院施設が最善ではないかとの見解が示された。「役場耐震化等検討委員会(仮称)」の中で検討していくとのことだが、この委員会の発足時期や、委員の構成等について見解を伺いたい。

答 福井町長

海部病院移転後の建物について、県の活用計画は無

町道小張山線災害復旧 500万円

牟岐無線局への道路が大雨等により崩壊したため、その復旧工事に伴う残土処理及び巾員拡張工事。



いと聞いている。町としては財源的な裏付けが無いことから活用に向けた取組ができない状況であるが、役場が移転し、空いたスペースに利便施設の誘致、企業家等の入所希望者の募集をすべきであると考えている。役場の耐震化をどうするのか最優先されるので、「役場耐震化等検討委員会(仮称)」での議論、結論を待つて早急に検討したいと考えている。委員会メンバーについては現時点では未定。またこの委員会については、議会終了次第早急に設置したいと考えている。

牟岐町の「木」「花」「鳥」に加え 「魚」を追加選定しては



榮 和男 議員

現在、指定されている木は「ニッポンタチバナ」、花は「はまゆう」、鳥は「メジロ」ですが、特に牟岐



町の鳥
メジロ



町の花
はまゆう



町の木
ニッポンタチバナ

町の場合は、漁業の町であるので魚を入れてはどうか。魚はブランド化を図り牟岐の魚ということ、出荷販売を促進し、漁業の振興を図るとともに、地方創生の役割を果たすことにもなると思われる。町長の考えは

【答】 福井町長

牟岐町の魚を指定しては

どうかとのことですが、今回、魚を選定することに対し、漁業関係者から話しを伺ったところ、選定することは漁業振興のために良いことであるが、実際の選定作業では、一つの魚に絞ることは、漁業者の捕る魚種の違いや時期的な漁獲の問題等があり難しいとの意見が出ている。今後牟岐町としては、できるだけ多くの方に、牟岐町の魚介類を認識していただき、漁業振興につながることを期待し、「町の魚」の選定を前向きに検討したい。

補正予算の主なもの

アワビ種苗生産施設の タンク改修

1600万円

施設の老朽化により逆洗タンクに亀裂が生じ、海水が漏れている状態であるため、タンクの改修を行うもの。



阿波踊り連への助成

360万円

町内の阿波踊り連「鼓太郎」と「連・百夏」に太鼓、衣装等の購入代として各々一八〇万円助成するもので、費用は宝くじ助成費を充てる。



議会の動き

(6月)

- 1日 牟岐町戦没者追悼式
- 3日 阿南安芸自動車道促進期成同盟会總會 (田野町)
- 3日 暴力追放徳島県民大会 (徳島市)
- 6日 行政常任委員会
- 8日 全員協議会、議会運営委員会
- 15日 第2回定例町議会

～17日

- 26日 近畿牟岐会第24回総会 (尼崎市)

(7月)

- 8日 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会 (阿南市)
- 11日 阿佐東線連絡協議会總會 (海陽町)
- 13日 行政常任委員会、広報編集委員会
- 19日 徳島県町村議会議員研修会 (徳島市)
- 29日 徳島県女性議員連盟總會 (徳島市)

(8月)

- 2日 徳島県町村議会議長会定例会 (徳島市)
- 4日 海部郡防犯連合会總會
- 9日 四国横断自動車道促進期成同盟会總會 (阿南市)
- 19日 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会 (阿南市)
- 23日 町村議会広報紙作成講座 (徳島市)

[行政常任委員会の町内視察]



海部病院建設地・避難広場



河内地域活性化センター (地域おこし協力隊の活動報告)



町民センター建替業務

お知らせ

町内で活動等する団体を広報に紹介をさせて頂くこととなりました。紹介は裏表紙に掲載します。各団体に広報編集委員がお伺いしますのでご協力よろしくお願ひします。

お気軽に皆さんのご意見
ご感想をお寄せください。
電話 七二一三四二一
FAX 七二一三七一六
「広報編集委員会」まで
お願ひします。

編集後記

イギリス国民がEU離脱を選んだ国民投票。歴史に残る一ページとなったわけですが、これからのイギリスはどのような方向に向かうのか。また、日本にはどのような影響があるかが懸念されます。わが日本でも初めて18歳以上の投票権、初めて高知・徳島の合区が実施された参議院選挙、これもまた歴史に残る一ページとなるのですが、アベノミクス続行で与党の勝利に終わりました。

地方でも景気回復が感じられるような経済政策を打ち出されることを期待していますが、お持ちを大金持ちにただけで終わらないように、中小企業、低所得者にも経済政策の結果が実感できるようにしていただきたいものです。

広報編集委員会

子ども医療費の「助成対象年齢を拡大」しました

平成28年7月1日から、子どもはぐくみ医療費の助成対象年齢を、18歳到達後最初の3月31日までに拡大しました。保険適用内の通院・入院ともにかかる自己負担分を助成します。

※3歳～5歳の通院、6歳～18歳の通院・入院については、保険薬局を除く医療機関（診療科）ごとに、月額600円までの自己負担が必要になります。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL72-3416）まで

「児童手当について」

児童手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。（公務員のかたは勤務先に）

◆支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します。

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL72-3416）まで

児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は児童が18歳に達した年度末（障害のある児童の場合は20歳）までです。

手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



※受給者の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は一部又は全部が支給されません。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL 72-3416）まで

ひとり親家庭等医療費助成制度について

～平成28年10月1日から、児童の通院時の医療費も助成対象になります～

ひとり親家庭等医療費助成制度とは

ひとり親家庭等の方が病院にかかった時に、保険医療費の自己負担分の一部について助成を受けることができる制度です。

現 行：父母・児童ともに入院時の医療費に対して助成



拡充後：児童の通院時の医療費に対しても助成

※父母については、これまでどおり、入院時のみ助成対象となります。

※通院時、保険薬局を除く医療機関（診療科）ごとに、月額1,000円までの自己負担が必要になります。

※入院時の医療費について、一部自己負担は生じませんが食事療養費は対象外です。

対象となる方とは

- ① 児童を扶養しているひとり親家庭の父母
- ② ひとり親家庭の父母に扶養されている児童
- ③ 父母のない児童

（児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までのものとなります。）

所得制限とは

児童扶養手当を受給できる所得水準にある世帯が対象となります。

（一定以上の所得がある方は対象外となります。）

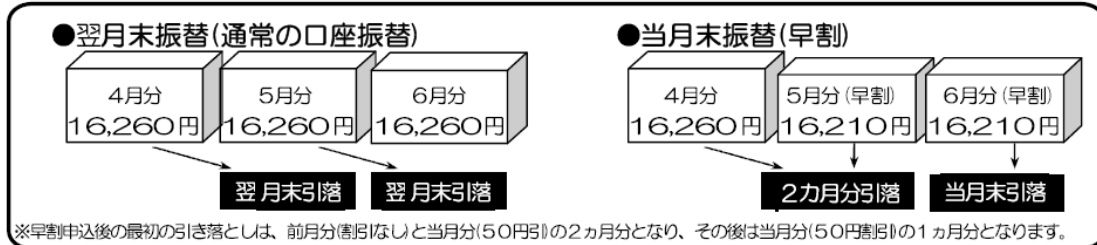
お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL 72-3416）まで

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です!

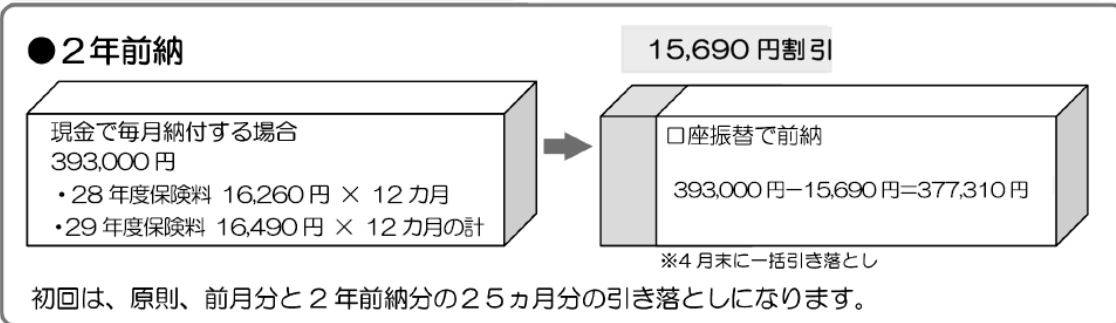
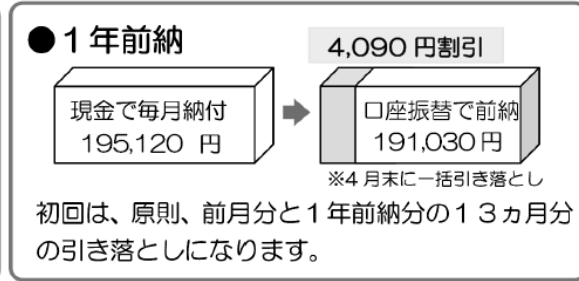
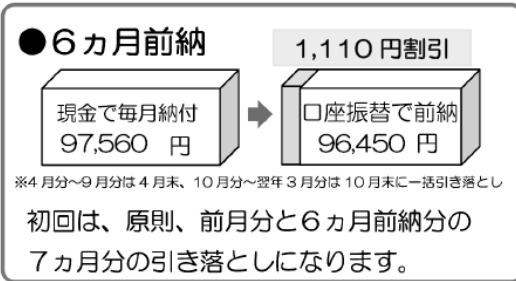
口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。
また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。

保険料を早割にすると、月50円(年間600円)のお得!

保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に引き落とす方法のことを「早割」といいます。



6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納するとさらにお得!



◀**手続方法**▶ 「口座振替申出書」(役場にありますが)に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)、年金事務所または役場へ提出してください。金融機関の窓口に提出していただいても結構です。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。

	4月	10月	3月
6カ月前納	←	←	←
1年前納	←	←	←
2年前納	←	←	←

4月～9月分は2月末まで 10月～翌年3月分は8月末まで

4月～翌年3月分は2月末まで

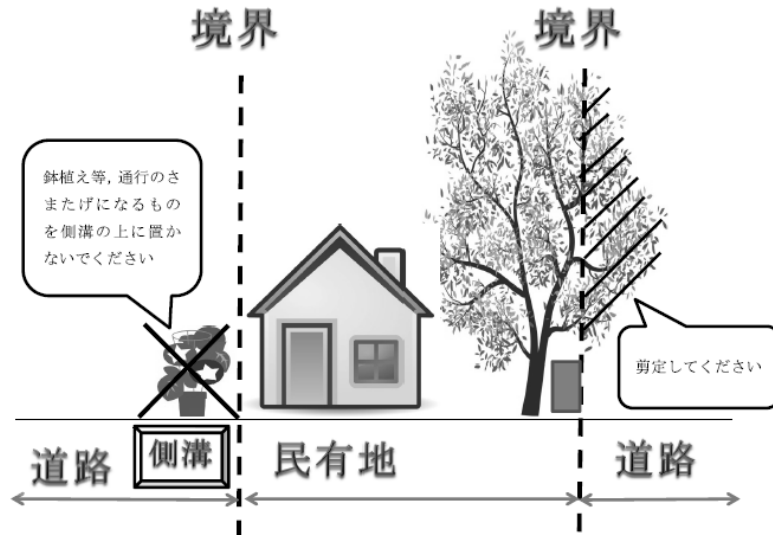
4月～翌々年3月分は2月末まで

割引額比較表 ※平成26年度の保険料額による割引額です。

	1カ月分割引額	6カ月分割引額	1年分割引額	2年分割引額
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替(早割)	50円	300円	600円	1,200円
6カ月前納<現金納付>	—	790円	1,580円	3,160円
6カ月前納<口座振替>	—	1,110円	2,220円	4,440円
1年前納<現金納付>	—	—	3,460円	6,920円
1年前納<口座振替>	—	—	4,090円	8,180円
2年前納<口座振替>	—	—	—	15,690円

お問い合わせは 徳島年金事務所 (088-652-1511) または 牟岐町住民福祉課 年金係 (0884-72-3415) まで。

道路上のマナーについて(お願い)



道路上(歩道・側溝を含む)に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

問い合わせ先 牟岐町役場建設課 (TEL:72-3418)

南阿波定住自立圏共生ビジョン～女性支援パートナーシップ事業

女性のための生き方なんでも相談

ひとりで悩んでいませんか？まずは相談してみませんか？

- ・夫婦 暴力や暴言、離婚のこと
- ・育児、介護の悩み
- ・セハラ、パワハラ、嫌がらせ、人間関係
- ・求職活動、再就職の準備
- ・摂食障害、うつ、恋人からの暴力や暴言

プロの女性カウンセラー (徳島市在住) による相談です

- 相談日 毎週火曜日 午後1時から午後5時まで
第2・第4金曜日 午後1時から午後4時まで
(祝日・年末年始は除きます)
- 場所 富岡町北通9番地 阿南市市民会館2階
男女共同参画室"相談室" TEL 0884-22-0361

相談時間は1回50分です 相談料は無料です
面接相談・電話相談ともに予約が必要です
※毎月の相談日は広報紙でお確かめください

秘密は厳守
いたします

8月は「電気使用安全月間」です

差し込みプラグをコンセントやテーブルタップに、中途半端にさし差し込むと、接触が不完全になって、プラグやコンセントが過熱して事故になる恐れがあります。

プラグは必ず、まっすぐ、しっかりと差し込んで使用しましょう。

電気安全のご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。



一般財団法人

四国電気保安協会



徳島支部（牟岐事業所） TEL (0884) 72-3268

耐震シェルター設置支援事業

平成28年7月から、補助対象住宅の要件を緩和しています。

- ・「昭和56年5月31日以前」→「平成12年5月31日以前」に着工されたもの
- ・「高齢者のみの世帯が現在居住している住宅」→「現在居住している住宅（持家に限る）」

どんな事業なの？

徳島県が認定した耐震シェルターを設置する場合に、その経費の一部を補助するものです。建築士や工務店に相談して改修計画を作り、耐震化工事を実施してください。

安価に、短期間で、居ながらの施工が可能ですので、大がかりな耐震改修工事を望まない方に、おすすめです。

対象となる工事の要件は？

【補助対象住宅】

次の要件すべてに該当する木造住宅

- ①平成12年5月31日以前に着工されたもの
- ②耐震診断の結果、評点が1.0未満（倒壊する可能性がある）と判定されたもの
- ③現在居住している住宅（持家に限る）

【補助対象要件】

- ①高さ1.5m以上の家具の固定（必須）
- ②「耐震改修施工者等」として徳島県に登録された者が施工（必須）
- ③徳島県が認定した耐震シェルターの設置（必須）
- ④「啓発モニター」として協力（必須）

啓発モニターの内容

- 耐震改修工事用「のぼり旗」の設置（工事中）
- 見学会の開催（工事中又は工事完了後）
- アンケートへの回答（工事完了後）
- 工事写真の提供
- 出前講座等で体験談の講話 など



補助金はいくらなの？

改修にかかる工事費用（税込）の4/5以下で、最高80万円までとなります。

問い合わせ先

牟岐町役場建設課（TEL:72-3418）

地籍調査の実施について

地籍ってなに？

地籍とは、土地に関する戸籍のようなもので、それぞれの土地には土地登記簿や地図（公図）が法務局に備え付けられています。それら資料の多くは、明治時代の土地調査を基礎としているため、測量精度が低く、記録が正確ではない場合も多いことから、土地に関するトラブルの原因にもなっています。

なぜ、地籍調査をするの？

地籍調査を実施することにより、土地に関する正確な記録と精度の高い地図が作成され、土地に関するトラブルの未然防止や境界の復元、災害復旧の迅速化を図ることができます。

本町では、平成23年度から地籍調査事業に着手し、調査を行っています。

一筆地調査

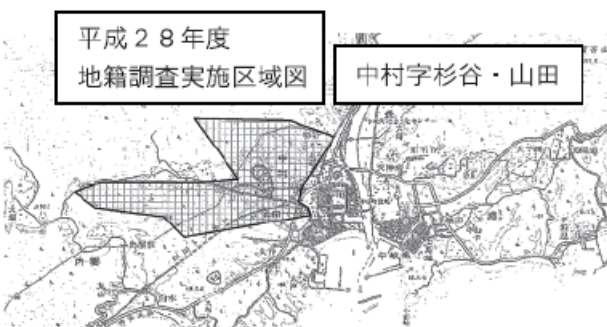
一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界・面積の調査や測量を行い、地図と簿冊を作成し、関係土地所有者の方々の閲覧・確認後、法務局へ送付します。

地籍調査の費用負担

地籍調査の費用は、国50%・県25%・町25%の負担で行いますので、原則として個人負担は発生しません。

ただし、立会における交通費などの経費は、個人の方にご負担いただくことになります。

今年度実施地区



調査期間中、一筆地調査については、土地所有者の方の立ち会いをお願いします。また、皆さんの土地に町職員や測量業者が立ち入る場合があります。

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。
建設課地籍調査係 TEL72-3418

精神保健福祉相談のご案内

心の問題を抱えている方及び家族等からの相談に応じ、早期対応及び社会復帰促進を図るため、次のとおり実施しています。

日 時	毎月第1・3木曜日 15:00~17:00 (予約制) 祝祭日の場合は実施なし
場 所	南部総合県民局 (美波庁舎) 等 必要に応じ、最寄りの関係機関やご家庭へ出向きます。
内 容	精神科医師及び保健師が心の健康について相談に応じます。 次のような心の問題を抱えている方及び家族 等 ・イライラして眠れない ・思春期の心の悩みについて ・もの忘れ等認知症 ・ひきこもり ・心の病気の治療や生活 ・福祉サービスについて ・人間関係のストレスがあり生活に支障がある 等
相談担当者	精神科医師 保健師：南部総合県民局 (美波保健所)
費 用	無料

相談を希望される場合は、2日前までに南部総合県民局保健福祉環境部 (美波) へ電話等にてお申し込みください。プライバシーは守ります。安心して御相談下さい。

<相談・予約の連絡先> 南部総合県民局 保健福祉環境部 (美波保健所) 健康増進担当

TEL 0884-74-7373 FAX 0884-74-7365

いのちの希望2016チャリティ講演会「生きる」

- タ イ ト ル いのちの希望2016チャリティ講演会「生きる」
- 講 演 「生きていればいつか笑える日がくる」
- 講 師 NPO法人抱樸 奥田知志氏が率いる「生笑一座」
- 日 時 2016年10月2日(日) 開場13:30 開演14:00
- 会 場 夢ホール(阿南市文化会館)視聴覚室
- 入 場 料 前売 大人1000円(当日1200円) 学生800円(当日1000円)
※前売券は、事務所(TEL088-652-6171)にあります。
- 問い合わせ先 社会福祉法人 徳島県自殺予防協会
徳島市昭和町7-40-6 TEL 088-652-6171 FAX 088-623-9141

(講師プロフィール)

生活困窮者支援の最前線で働いておられるNPO法人抱樸(旧北九州ホームレス支援機構)理事長である奥田氏が率いる「生笑一座」は、ホームレスという死の危険を乗り越えてきた人たちで結成され、生きていればきっと笑える日がくることを腹の底から訴えて全国を巡っている。

自衛官募集

自衛官採用試験案内

	自衛官候補生 (任期制自衛官の コース)	一般曹候補生 (部隊の中核とな る自衛官を養成す るコース)	航空学生 (海・空自衛隊のパイ ロットを養成するコ ース)
身 分	特 別 職 国 家 公 務 員		
応募資格	18歳以上27歳未満の男女		高卒、21歳未満の男女
受付期間	10月3日(月)まで	9月8日(木)まで(志願書類の提出)	
試 験 日	男子 9月中旬頃 10月初旬頃	1次試験 9月16・17日の1日	1次試験 9月22日(木)
試験会場	各種目とも徳島航空基地(徳島県板野郡松茂町)で実施します		
	詳しくは、自衛隊阿南地域事務所 0884-22-6981まで		

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

被保険者のみなさまへ

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを送信します

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成27年9月下旬に送付いたします。

通知対象者は、今年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方となります。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、試してみたいとお考えの方は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 電話 088-677-3666

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成28年7月31日」となっているみどり色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に市町村担当課から、**有効期限 平成29年7月31日**と記載された新しい被保険者証【オレンジ色】をお届けします。

平成28年8月1日から平成29年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成27年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 年 月 日

後期高齢者医療被保険者証
有効期限平成29年7月31日

※ご確認ください！
新しい被保険者証の有効期限は
平成29年7月31日
になっています。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発行期日	
交付年月日	
一部負担金	
印	

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行されました

この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

合理的配慮の事例は内閣府のホームページにあります。「合理的配慮サーチ」でご検索ください。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限平成29年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項
保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で選んでください。

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3 私は、臓器を提供しません。
◀ 1又は2を選んだ方で、提供をしたくない臓器があれば、×をつけてください。▶

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)：
家族署名(自筆)：

◆自分の意思に合う番号を選択
自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつだけ選んで○をしてください。

◆提供したくない臓器の選択
1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。
脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

◆特記欄への記載について
1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください(家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。)

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成28年7月31日」となっています。

平成27年度の認定証をお持ちの方で平成28年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、お住まいの市町村担当窓口申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※平成28年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

平成28年度の保険料が、年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

*****後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先*****

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
電話 088-677-3666

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当
牟岐町大字中村字本村7番地4
電話 72-3417

平成28年度後期高齢者医療制度の歯科健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

健康診査の対象となる方は、ぜひ受診しましょう。

対象者

○平成28年中に節目の年齢になられた方（昭和15年，昭和10年，昭和5年，大正14年生まれの方）

但し、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔 長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。 〕

なお、対象者には歯科健診受診券のハガキが送付される予定です。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所 徳島県歯科医師会会員で後期高齢者の歯科健診を実施する歯科医院

○受診可能な歯科医院の一覧表を徳島県後期高齢者広域連合・役場健康生活課で配布予定です。

詳細は、徳島県後期高齢者医療広域連合（TEL.088-677-3666）へお問い合わせください。

また、徳島県後期高齢者医療広域連合及び徳島県歯科医師会のホームページにも掲載予定です。

受診方法 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上受診してください。

健診項目 問診，口腔内診査，口腔機能評価等

受診費用 無料

受診期間 平成28年10月1日～11月30日

持っていくもの 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

その他注意事項

○健診の予約日を忘れないようにしてください。

○歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。

○歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

○健診結果は訪問指導のため市町村に情報提供される場合がありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
電話 088-677-3666

ヘルプマークを知っていますか？援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、列車やバス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

北海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

南海津波を思い出して

杉谷 小松 トキワ
(旧姓耕方、当時宮ノ本在住)

昭和二十一年十二月二十一日未明ふと目を覚ますと、電灯がぎゅちらぎゅちらと左右に大きく揺れて、家の柱がぎしぎしと揺れます。今までに体験した事がない無気味な地震です。しばらく揺れて止まりましたので、私は布団の上に座っていましたが眠いのでまた布団の中に入っていました。母と姉はこんな大きな地震は生まれて初めてだと言って、大事な物を持たなければと仏様等準備していましたが、間もなく父が浜へ行っていったのか、浜の方から大きな声で「津波だ津波だ」と叫んで、「早く海蔵寺へ逃げろ!」と言って帰って来ました。

私はびっくりして飛び起き履物を探しましたが、電気が消えて暗いので見つからず、裸足で何も持たず逃げました。近所の人たちも子供や家族の名前を呼び合いながら、高い方海蔵寺を目指して走り出しました。海蔵寺の石段は人でいっぱいですが、山を駆け上って行きました。その時は夢中で分からなかったのですが、落ち着くと裸足でしたので足が痛いのと寒さで困りましたが、潮にも浸からず無事逃げられました。母と姉は私より少し遅くなったので、家を出る時はもうつぶしまで潮が来ていたそうです。夜が明けて来るとまたびっくりしました。

海蔵寺から海を見ると、一文字の堤防の前には家が流されて、屋根がぼっかり浮いているのです。朝のうちは小さい余震が何度もありましたが、お昼近くになり少し落ち着いたので、家へ帰ろうと下りて来ましたが、町は船やらガラクタで家へ入れません。吉勝商店から川寄りの家は皆倒れていました。

吉勝の家は二階が町の真中に倒れ、道路をふさいで歩けません。隣の母屋は庇が飛ばされてしまいました。私の家はどうにか建ってはいましたが、中はグチャグチャです。天井下一〇センチぐらいまで潮が来ていたので、布団もベチャベチャで出すこともできません。その晩、隣組の人たちは大市の二階が潮も来ず無事でしたので泊めてもらいました。

下町の人達の内、お年寄りや子供さんたちが逃げ遅れ、津波で流されてたくさん妙見さんに運んでぬくめたりしましたが、大勢の方が亡くなりました。

妙見さんの境内は棺桶でいっぱいになりました。南海大地震は地震だけでは家は壊れなくて、人も死ななかったと思います。津波で家も人も流され、水の来なかった所は家が潰れてなく、死亡した人もいなかったように思います。

私の家族は一〇日間ぐらい灘の平瀬さんの家で泊らせてもらい、大変お世話になりました。毎日朝から晩までガラクタの整理や洗い物で、何にもかもドロドロでした。ガラクタを燃やす中へさつま芋を入れて焼き、隣近所の人たちと皆で食べました。

また、町内の方も後片付けに大勢出役してくれました。救済物資は軍服と乾パンぐらいだったと思います。

また、後日、家を流された人たちに、バラック建ての応急住宅が灘道と旭町に建ちました。

2016年姫神祭

平成28年7月31日(日)に牟岐の夏祭り(姫神祭)が開催されました。
姫神・子供みこし・海上パレード、姫神市、阿波踊り、花火等が開催され、多くの方々が夏のひとときを楽しみました。



Pick Up Mugi ●● うみがめ共同作業所

活動内容を教えてください。

作業訓練として、カゴ・イス・タワシ等の作製に取り組んでいます。

牟岐町に対する要望は。

これからもご支援、ご協力よろしくお願いします。

今後の目標は。

地域イベントにもっと積極的に参加したいです。

「広報むぎ」の感想は。

牟岐町のことがよくわかり、参考になります。



代表者：岸 重幸(連絡先：72-1946)